

日加文化行動

日加基金および国際交流基金

カナダ芸術審議会 (カナダ・カウンシル) および
国際交流基金トロント日本文化センター
ならびに日本大使館の協力の下に作成
2002-2003年

(この文書は英語 とフランス語もあります)

国際交流基金

Canada Council
for the Arts  Conseil des Arts
du Canada

日本大使館

目次

第1部 日加基金

沿革.....	1
カナダ芸術審議会.....	1
日加基金の目的.....	1
助成申請資格.....	1
助成対象範囲.....	3
日本カナダ間旅費.....	3
申請手続き.....	4
審査.....	5
コンペティション締切.....	5
日加基金の助成金給付条件.....	5
その他.....	5

第2部 カナダ芸術審議会助成プログラム

概要.....	6
ダンス部門.....	7
音楽部門.....	8
演劇部門.....	11
メディア芸術部門.....	12
分野を超えた芸術活動と舞台芸術プログラム.....	16
視覚芸術部門.....	17
著作、出版部門.....	18
寄付と賞金部門（日加文学賞）.....	18

第3部 国際交流基金助成プログラム

概要.....	19
プログラム.....	20

日加基金カナダ芸術審議会

沿革

1988年1月18日、当時の竹下登首相が「カナダと日本の関係を更に強化するため」にカナダ芸術審議会(カナダ・カウンシル)へ日本政府より1億円(約100万カナダドル)を寄贈すると発表した。1996年、田島高志在カナダ日本国大使は、日本国政府が新たにカナダ芸術審議会に新日加基金として140万ドルを寄贈すると発表した。

この資金により日加基金が設立され、その運営経費が賄われているまかなわれている。これまでに約200人を超える日本人とカナダ人の芸術家、芸術団体の交流、展覧会、翻訳、巡回を援助すると同時に日加文学賞の資金を提供した。次回日加文学賞は2002年春に予定している。日加基金は、カナダ芸術審議会基金賞金部との芸術界全般での分野を越えた協力により運営している。

カナダ芸術審議会 (カナダ・カウンシル)

カナダ芸術審議会は、1957年成立したカナダ芸術審議会法に基づき、公立の中立機関として設立された。この法律では、カナダ芸術審議会の活動目的は「芸術作品の研究とその享受およびその制作を助成促進することとされている。カナダ芸術審議会はこの使命を遂行するためにダンス、分野を超えた芸術活動、舞台芸術、メディア芸術、音楽、演劇、視覚芸術、著作、出版などの分野で、プロのカナダ人芸術家や芸術団体に対して様々な助成や協力活動を行なっている。その他、同審議会は、学問分野の賞、キラム・プログラムの運営やその他多数の栄誉賞を管理している。UNESCOカナダ委員会および公貸権委員会(PLR)も同審議会の下で活動している。

日加基金の目的

- ・実績のあるプロのカナダ人プレゼンターによる日本人の舞台芸術家、メディア芸術家、文学、美術家等の公演、展覧会、配給網等を援助すること。
- ・カナダでの上演や展示を目的としてカナダを訪れる日本人芸術家による発表活動、公演、展覧会など実現するために日加双方の協力、客員制度、共同プレゼンテーション、共同制作など援助すること。

助成申請資格

日本の芸術家や芸術団体は、直接日加基金を助成申請することはできない。日本の芸術家や芸術団体は、日本の舞台芸術、メディア芸術、文学、視覚芸術の公演を開催あるいは共催、発表、展示することを目的として、または日本人芸術家と共同創作あるいは共同制作することを目的として、助成申請を行なうカナダのプロまたは(通常は)非営利の芸術団体に招聘される、または共同制作するものでなければならない。

カナダの芸術家個人より日本人芸術家または芸術団体を招聘したいとの申請が提出された場合、(1)カナ

ダ国内のプロのまたは非営利芸術団体による協力による公演または展覧会の開催が保証された場合、または
(2) 審議会の特定のプログラム(たとえば作曲家に作曲を委嘱した場合など)によってカナダ人の芸術家が
プレゼンターを引き受ける場合で、そのプログラムを担当する専門家審査委員会の審査により、その芸術の
公開が有望であると認められた場合、にはその申請を検討する。

日加基金の年間助成金総額は約25万ドルを限度としている。審議会は、日加基金の資金援助をする申請者が、
その申請対象であるプロジェクトに対して相当の経済的負担を行うことを期待する。

招聘される日本人芸術家は日本国籍保持者または日本の永住権保持者でなければならず、またその者はカ
ナダの主催団体が助成申請を提出しているカナダ芸術基金プログラムの資格条件の規定を満たすプロの芸術
家でなければならない。カナダ芸術審議会と日加基金は、特定の分野(必ずしも教育機関である必要はない)
で特別な訓練を受け、専門家(その者と同じ芸術伝統で活動を行なう芸術家)からプロの芸術家として認めら
れており、公演経験を持つ者をプロの芸術家と定義している。

カナダのプレゼンターとの関係を発展させたいと期待する日本人芸術家は、自助努力により該当するカナダ
の芸術団体やプレゼンターと連絡を取らなければならない。カナダ芸術審議会はその労を取らないが、連絡
先の情報は、審議会のウェブサイト、<http://www.canadacouncil.ca/grants/Outreach/materials-e.asp>
で閲覧できる。

プロジェクトは直接に日本人芸術家、主催団体、対象鑑賞者の利益になるものでなければならない。次のよ
うな申請提案に対しては審査時に前向きな評価が与えられる。

- ・カナダ人鑑賞者・マーケット開拓活動を含むもの、
- ・共同プロジェクトとして、他のカナダまたは日本の団体と協力開催し、招聘を受ける芸術家の作品のカナ
ダ国内での発行部数や流通量が増える、あるいはカナダ国内での公演機会が増える場合、
- ・芸術活動、公演、展覧会がカナダの複数の州で開催される場合あるいはさらにその開催を広げる活動が行
なわれている場合。

基本的な申請資格条件は、以下のプログラム説明に明記されているが、総合的な規準を知りたい申請者は、
カナダ芸術審議会の申請プログラム担当者に連絡されたい。

助成対象範囲

助成対象範囲は、当該分野の当該プログラムに直接関連するものに限られる。通常、日加基金に提出された申請書を審査する専門家審査委員会では、日本人芸術家がカナダ国内を旅行する費用、宿泊費、日割りの経費、その他芸術活動、公演、展覧会の共同制作に関連する特定の経費について資金助成を行なう。

カナダ芸術審議会は応募者が日加基金からの支援を要請するこの企画に応募者が意義深い財政的援助をしてくれたら幸いと思っております。日加基金からの補助金の合計額は通常年間\$250,000カナダドルを超過することはございません。

日本カナダ間旅費

日加基金は、認定を受けた申請1件につき、日本人芸術家の日本カナダ間の往復航空旅費を最高\$1000カナダドルまで給付することができる。基金は、申請プロジェクト1件の海外渡航費給付限度額を\$3000カナダドルとする。

海外渡航費の追加給付を希望する申請者は、国際交流基金またはその他の日本関係基金やそのような経費を負担する可能性のある団体(下記参照)にその旨の申請を行なうことができる。これらの団体については、日本人芸術家が日本国内で連絡しなければならないことに留意されたい。

申請者が他の団体から補助金を受けた場合、日加基金は旅費その他の経費で、補助金がカバーしているものについては支払いを行なわない。

日加基金の旅費援助プログラムを申請する場合に提出する書類:

- ・日加基金申請用紙。日本の日加基金事務所から入手できる。
- ・カナダの非営利プロ芸術団体の招聘状。同書状には共同制作芸術活動、公演、展覧会の目的およびその具体的なスケジュールが明記されていること。
- ・当芸術家が援助を希望する海外渡航費を明記した見積り/予算書類。

国際交流基金申請は年1回通常12月に締め切られる。認定を受けた申請に対して翌年度助成金交付が行なわれる。

海外渡航費を援助している日本国内の他の基金:

- ・アフィニス文化財団
- ・秋吉台国際芸術村(山口県庁文化振興課)、滞在型芸術活動プログラム
- ・アサヒビール芸術文化財団
- ・アサヒビール文化社会貢献活動担当部
- ・朝日新聞文化財団
- ・アジア文化会議
- ・日本万博記念協会
- ・第一生命企業市民振興センター
- ・五島記念文化財団

- ・ 日本文化財団
- ・ 国際交流基金
- ・ 財団法人地域創造
- ・ 国際文化交流事業財団 (JICEF)
- ・ 花王芸術・科学財団
- ・ 財団法人松尾芸能振興財団
- ・ 財団法人三菱信託芸術文化財団
- ・ 三井海上文化財団
- ・ 野村国際文化財団
- ・ 財団法人沖永文化振興財団
- ・ ポーラ伝統文化振興財団
- ・ ロームミュージックファウンデーション
- ・ セゾン文化財団
- ・ 株式会社資生堂企業文化部
- ・ サントリー音楽財団
- ・ 東京都歴史文化財団
- ・ 東洋信託文化財団
- ・ 安田生命文化財団
- ・ 四電文化財団

申請手続き

援助申請はすべて既存のカナダ芸術基金プログラムと専門家審査委員会の審査を受ける。日加基金援助申請は、指定のプログラム締切日までに受理されなければならない。

カナダ人芸術家のみによるプロジェクトの申請は各専門分野の助成プログラムに対応する通常の申請用紙を用いて提出しなければならない。書類仕分けを容易にするため、プログラム申し込み用紙の右上の角に「日加基金」と記載することをお勧めします。この記載は、日加基金の審査を受けるプロジェクトを示すものとなる。これによって、プロジェクトが複数の行事で成り立っている場合に起きる混乱を避けることができる。たとえば、フェスティバルを開催する場合にそのフェスティバル全体の助成請求をすることもできるが、申請には日本人芸術家の作品や展示を含めることができる。その部分だけが日加基金の助成審査の対象になり、その他の部分は、フェスティバル主催団体が申請している通常のカナダ芸術審議会のプログラムに基づく助成の審査を受けることになる。

申請用紙には、助成金請求額の一部を成す日本側の行動の経費を明確に表示した予算を記載しなければならない。また、日本人芸術家の履歴書およびこれまでの活動記録を記載し、プログラムの概要および展覧会スケジュールおよび通常のプログラム申請ガイドラインの規定に従、必要な補足資料を申請用紙に添えて提出しなければならない。

日本人芸術家の参加が、締切当日までに確認できない場合には、申請団体は、関連資料をすべて添えて申請用紙を提出することが望ましい。助成申請が認められた場合には、プロジェクトが計画通りに進行することが確認された上で助成金の支払いが行なわれることになる。

審査

日加基金に提出された申請は、該当する芸術分野の、芸術家と関連専門職で構成される専門家審査委員会に送られる。委員会のメンバーは、性別、ジャンル、言語、あるいはコンペティションで提出された申請の内容に該当する地域や文化的な多様性について公平になるように選ばれる。申請は芸術的な価値とプログラムの規準に照らして審査される。

コンペティション締切日

申請の締切日はプログラムによって異なる。コンペティション締切日情報は

<http://www.canadacouncil.ca/grants/dates-e.asp>のウェブサイトで閲覧できる。

申請書およびそれぞれに該当する用紙に指示された補足資料には、申請締切日以前の消印が入っていないなければならない。締切日より遅れた申請や内容の不完全な申請は審査されない。カナダ芸術審議会は、ファックスや電子メールで提出された申請も受け付けない。

日加基金助成金給付条件

助成を受けた申請者は、助成の対象となるイベントに関わるすべての広報資料に、カナダ芸術審議会と日加基金の援助を受けている旨の表示を記載しなければならない。

プロジェクト終了後に最終報告書を提出すること。この最終報告書の提出を怠った場合には、将来再びカナダ芸術審議会プログラムに申請を行なった場合に不利益を受けることもありえる。

\$15,000を超える助成金給付は2度に分けて支払われる。初回は給付総額の90%が支払われ、最終報告書の提出と承認の後に支払われる。

その他の資料

このパンフレットの第2部に、日加基金の窓口になるカナダ芸術審議会のプログラムをすべて掲載する。全芸術分野を記載し、各プログラムの簡単な説明を添えている。プログラムは変更されることがあるので、最新の資料についてはこのパンフレットに記載のプログラム担当者に直接連絡すること。

第3部で紹介されている国際交流基金プログラムも日加文化交流を支援している。詳しい資料については:

The Japan Foundation

131 Bloor Street West, Suite 213

Toronto, Ontario M5S 1R1

電話: (416) 966-1600

ファックス: (416) 966-9773

電子メール: info@jftor.org

Website : <http://www.japanfoundationcanada.org>

第2部

カナダ芸術審議会助成プログラム

概要

カナダ芸術審議会(カナダ・カウンシル)は、ダンス、メディア芸術、音楽、演劇、著作、出版、分野を超えた芸術、舞台芸術、視覚芸術などの分野で、プロのカナダ人芸術家や芸術団体に対して様々な助成金給付や協力活動を行なう公立の中立機関である。カナダ芸術審議会は、カナダ文化遺産(Heritage)大臣を通して国会がその運営資金を決定し、また活動報告が国会に提出される。

日本政府から寄贈された日加基金への資金は、以下のページに記載する援助プログラムの枠内で助成金に充てられる。特定の助成プログラムに関する問い合わせは:

The Canada Council for the Arts
350 Albert Street, P.O. Box 1047
Ottawa, Ontario
K1P 5V8

電話: フリーダイヤル1-800-263-5588、または(613)566-4414
にダイヤルし、知りたいプログラム担当者の内線番号を選ぶか、または次のいずれかの者に連絡すること:

- ・ Carol Bream、基金賞金部部長 (内線 5041)
- ・ Janet Riedel、賞金担当者 (内線 4116)

ファックス: (613)566-4430

電子メール: endowments.prizes@canadacouncil.ca

または **Milton Tanaka**, 日加基金 アドバイザー
P.O.BOX 55006 CSP Fairmount
Montréal (Québec) CANADA H2T 3E2
Tel : (514) 845-1162 または (514) 286-9449 Fax : (514) 845-1653

電子メール: milton.tanaka@canadacouncil.ca

milton.tanaka.canada.council@sympatico.ca

ダンス部門プログラム

プレゼンター・サポート・プログラム (旧称ダンス普及プログラム)

このプログラムは、複数年および1年単位の運営費およびプロジェクト資金の給付を行なう。給付を受ける団体は、プロのダンスの発展への熱意を持ち、カナダ国内のダンス鑑賞者人口を開拓し、あるいはカナダ国内でダンスを一般社会にさらに普及させる活動に寄与するためのプログラムを継続的に行なっていなければならない。

日加基金は、上記プロジェクトがプロの日本人芸術家、創作者、ダンス団体、集団などと協力公演する場合のみ審査の対象とする。

締め切り: 11月15日

担当者: 内線 4507

国際共同ダンス制作プログラム

このプログラムは、カナダ人ダンス・プロ、ダンス団体、集団に対して、国際的な共同制作行動の発展と実現を目的とする援助を行なう。また、副次的にそのような共同制作作品の国際ツアーも援助する。

日加基金は、上記活動が日本人プロ芸術家または団体との共同創作または共同制作活動である場合のみ審査の対象とする。活動はすべてカナダ一般公演スケジュールが含まれていなければならない。

締め切り: 5月1日と11月15日

担当者: 内線 4507

ダンス巡回公演プログラム

このプログラムは、カナダのダンス巡回公演の基盤を強化し、カナダのダンス鑑賞人口がより一層ダンスに対する認識と知識を向上するために寄与するプロジェクトを対象に援助を行なう。助成はカナダ国内での巡回公演の直接経費を対象とする。

日加基金は、上記プロジェクトがプロ日本人アーティストを含む場合のみ対象とする。

締め切り: 5月1日と11月15日

担当者: 内線 4507

音楽部門

カナダ人作曲家の滞在養成と作曲委嘱

このプログラムは、滞在制度に対して十分な援助を行なうことで、カナダ人作曲家や指揮者、ひいてはカナダ音楽のプロフェッショナルな発展を促進する。滞在養成引受人はカナダの非営利プロ団体（オーケストラ、オペラ劇団、合唱団、ジャズ、ワールド・ミュージック・アンサンブルなど）に限る。また、このプログラムは、カナダ人作曲家に作曲を委嘱することでカナダ人作曲家による新しい作品の創作を援助する。

カナダ人作曲家への委嘱

委嘱として認められるプロジェクトは、芸術家、芸術家グループ、または団体が作曲家に作曲を委嘱し、その作品を中心にした演奏を開催するか、または新作オペラやミュージック・シアター制作のワークショップや作品編成に向けて活動するものでなければならない。このプログラムの定義では、ミュージック・シアターとは、歌唱を中心としてそれ以外の演劇表現が加わったものを含め、視覚的な構成が加わった音楽作品を言う。ダンス団、個人振付け師、劇団、マルチメディア・グループなどによるバックグラウンド音楽の委嘱も対象になるが、この場合には音楽の使い方が独創的でなければならない。

日加基金は、上記のプロジェクトで日本人の委嘱者がプレゼンターになり、カナダ人のプロ作曲家が参加している場合には審査の対象とする。特別な条件では、カナダ人の委嘱者がプレゼンターになり、日本人作曲家が参加しているプロジェクトも審査の対象とする。いずれの活動でもすべてカナダ一般公演スケジュールが含まれていなければならない。

締め切り: 1月15日と9月15日

ポピュラー伝統音楽(非クラシック)

担当者: René Lavoie 内線 5073

クラシック及びニュー・ミュージック

担当者: Shannon Peet 内線 5111

ニュー・ミュージックプログラム

このプログラムは、現代クラシック/ニュー・ミュージック、「ミュージック・アクチュエル」の制作と一般会場での公演を主な目的とするカナダ人のプロフェッショナル・アンサンブル、演奏グループ、非営利団体を援助する。

このプログラムは、複数年および一年単位の助成金給付およびプロジェクト単位の助成金給付を行なう。プロジェクト単位の助成は申請者が申請する特定のプログラム、イベント、または特別活動の特定の経費に充てられる。プロジェクトとは、特定のイベント、または明確に定められた予算で、特定の期間に集中的に行なわれる活動を言う。シーズンの活動または定期コンサートは対象にならない。

プロジェクト助成は、特定の芸術、制作、広報活動の経費に充てることができるが、申請者の組織維持や活動全体の援助に充ててはならない。

日加基金は、上記のプロジェクトが日本人のプロ芸術家とのカナダ共同制作、共同上演を行う場合のみを対象とする。

締め切り: 3月15日

担当者: Shannon Peet 内線 5111

コンサート・プロデュース及びリハーサル・プログラム

このプログラムは、一人名の小規模なプロのアンサンブル/バンド/グループが、居住地の市や町で自主公演、或いは共同公演を希望している場合、または特別イベントのためのリハーサルを希望している場合やカナダ人による新作品をレパートリーに取り入ようとしている場合に援助を行なう。

地元アンサンブル/バンド/グループの企画、制作、上演を行なっているプレゼンターも、その地元アンサンブル/バンド/グループの代理人または共同制作者として申請することができる。このプログラムでは、申請者は法人または非営利団体である必要はない。

アンサンブル/バンド/グループは、客演音楽家の加わるプロジェクトの援助を申請してもよいが、客演音楽家の数が中心となる音楽家または常時参加音楽家の数を上回ってはならない。

日加基金は、上記プロジェクトに日本人プロ芸術家との共演活動がある場合のみ審査する。

締め切り: 6月1日

担当者: René Lavoie 内線 5073

オペラ及びミュージック・シアター・プログラム

これらのプログラムは、伝統的なオペラ・レパートリーの訓練と上演、あるいはオペラ、ミュージック・シアターでのカナダ人による新オリジナル作品の創作、上演を援助する。これらのプログラムは、多年および1年単位、プロジェクト単位の資金給付を行なう。

日加基金は、上記プロジェクトが日本人プロ芸術家との共同創作や共同上演を行う場合のみ審査の対象とする。

締め切り: 12月15日

担当者: Andre Jutras 内線 5248

合唱団プログラム

このプログラムは、様々な文化背景を持つ地域の合唱団を含む、カナダ人のプロの合唱団が合唱音楽の発展と公演に努力する活動を援助する。このプログラムの基金は、一年単位またはプロジェクト単位で給付される。

プロジェクト単位の助成金は、申請者が提出した個別イベントや特別活動に充てられる。プロジェクトとは、明確に定められた予算で特定の日時に行われる単一の活動を言う。

この助成金は、特定の芸術、制作、広報活動の経費に充てることができるが、申請者の組織維持や活動全体の援助に充ててはならない。

日加基金は、上記プロジェクトにプロの日本人指揮者が含まれる場合またはプロの日本人芸術家との共同上演活動を行う場合のみ審査の対象とする。

締め切り: 6月1日

担当者: Helene Bellemare 内線 5071

音楽巡回公演助成

この助成は、ソロ、アンサンブル、バンド、集団、グループまたは音楽団として音楽活動を行なっているカナダ人あるいは外国人音楽家で、カナダ国内ツアーを希望する者に給付する。対象となる音楽は、世界の文化地域を問わず、クラシック、ニュー・ミュージック、ポピュラー伝統音楽を含む。助成金は交通費、宿泊費、1日あたりの経費、広報資料などツアーの直接経費に充てられる。

日加基金は、上記ツアー・プロジェクトにプロ日本人芸術家が参加する場合のみ審査の対象とする。活動には必ずカナダ一般公演スケジュールが含まれていなければならない。

ポピュラー伝統音楽 (非クラシック)

締め切り: 6月15日と12月15日

担当者: Richard Davis 内線 4294

クラシック、ニューミュージック

締め切り: 6月15日と12月15日

担当者: Annette Campbell 内線 4243

演劇部門

演劇制作プロジェクト助成

確立した芸術家の創作活動/開発

この助成は、カナダ人の非営利プロ劇団および劇団プロ芸術家が臨時に結成するグループを援助する。助成金は、下記のように特定の経費に充てられる。

- ・ 開発、創作を含む制作
- ・ 将来の制作のための開発/創作期間

日加基金は、上記プロジェクトでプロの日本人芸術家との共同創作、共同制作、共同上演活動が行なわれる場合のみ審査の対象とする。活動には必ずカナダ一般公演スケジュールが含まれていなければならない。

締め切り: 9月15日と3月1日

担当者: Claudia Buckley: 内線 5489

新人芸術家の創作活動/開発

このプログラムは、カナダ人の非営利プロ劇団(法人か否かを問わず)および次の項目に該当する劇団芸術家が臨時に結成するグループを援助する。

- ・ 演劇経験は豊かではないが、独立作品を創作または上演しようとしている者。
 - ・ 過去にカナダ芸術審議会演劇部から助成を受けたことがない者またはこのプログラムで一度だけ助成を受けたことがある者。
 - ・ 既存の演劇活動に新しいアプローチを試みている者または新しい方法を発展させようとしている者。
- この助成金は、特定の創作や制作経費に充てることを目的としている。

日加基金は、上記プロジェクトがプロの日本人芸術家との共同創作、共同制作、共同上演を行なう場合のみ審査の対象とする。活動には必ずカナダ一般公演スケジュールが含まれていなければならない。

締め切り: 9月15日と3月1日

担当者: Claudia Buckley 内線 5489

国際演劇パイロット・プログラム

国際演劇パイロット・プログラムは、外国作品の上演を行なうカナダの演劇プレゼンター(個人団体を問わず)や演劇祭を援助する。また外国の劇団と協力して作品を開発共同制作するカナダのプロ劇団への援助も行なう。助成金は、旅費(カナダ国内)、1日単位の経費、交通費、宿泊費など制作とツアーの直接経費に充てられる。

日加基金は、上記プロジェクトでプレゼンターが日本人芸術家のカナダ出演を望んでいる場合および劇団がプロの日本人芸術家との共同制作を望んでいる場合に審査の対象とする。

締め切り: 5月1日と12月1日

担当者: Nathalie Sabourin 内線 4480

メディア芸術部門

映画とビデオ芸術家への助成金

研究／創作助成金

これらの助成金は、映画とビデオ芸術家に創作的で一新した経験をし、専門的な発展、そして研究をする機会を与えます。

製作助成金

製作助成金は、映画とビデオ芸術家による、独立映画とビデオに直接かかる製作費、製作後費をカバーします。

台本作家助成金

これらの助成金は、独立映画とビデオ芸術の為の台本執筆（芸術家のドキュメンタリーも含む）にかかる直接費をカバーします。

カナダ芸術審議会(カナダ・カウンシル)は、申込者が提案プロジェクトに関して、全構成につき、全面的に独創的な編集管理をする様主張します。

日加基金は上記のプロジェクトにおいて、日本のプロ芸術家と共同創作、共同制作、その他の協力的率先を促します。これら全ての活動による終了作品は、カナダ市民公演に至らなくてはなりません。

締め切り: 10月1日と3月1日

担当者: JosetteBelanger, 内線 5 2 5 2

新メディアとオーディオ芸術家助成金

研究助成金

これらの助成金は、芸術家が道具、テクノロジーを実験し、知識と技術を身に付ける為に専門家と働き、個人的、職業的發展又は、創造的發展に関するその他の活動を出来るようにします。

製作助成金

製作助成金は、新メディア芸術作品製作にかかる直接費用同様、上記全てに関する費用をカバーします。

新メディア滞在養成

研究滞在養成は、確立したアーティストが思想、概念、プロジェクトを研究、発展させたり、道具、テクノロジーを実験し、知識と技術を身に付けるために専門家と働き、個人的、職業的發展又は、創造的發展に関するその他の活動を出来るようにします。

新メディア製作滞在養成は、新メディア芸術作品製作にかかる直接費用同様、上記全てに関する費用をカバーします。

日加基金は上記のプロジェクトにおいて、日本のプロの芸術家と共同創作、共同制作、その他協力的率先を促します。これら全ての活動による終了作品は、カナダ市民公演に至らなくてはなりません。

締め切り：10月1日と3月1日

担当者：Marylin Burgess, 内線5251

先住民族メディア芸術プログラム

このプログラムは、メディア芸術家としてのキャリアを展開し、独立メディアの確立の一助となることを目指している先住民族の個人芸術家を助成する。このプログラムは2部からなっており、一つは創造開発助成、もう一つは制作助成である。

日加基金は、上記のプロジェクトについて、プロの日本人芸術家との共同創作、共同制作、共同活動が行なわれる場合のみ審査の対象とする。全ての活動は完成した作品をカナダ国内で公開しなければならない。

締め切り: 4月1日

担当者: Ian Reid 内線 4036

開発プロジェクト助成

このプログラムは、独立メディア芸術作品制作の機会を強化することを目指している、芸術家自身が運営するカナダの非営利団体、グループ、集団が主体となって活動する期間を限定したプロジェクトを支援する。プロジェクトは、申請者が活動している、またはこれからしようとしているコミュニティに特定の制作ニーズに取り組むものでなければならない。

申請者は、これらのニーズに取り組むために、他の団体、グループ、集団、公立機関、営利企業などと協力して活動することが望ましい。

日加基金は、上記のプロジェクトについて、プロの日本人芸術家との共同制作、協力が行なわれる場合のみ審査の対象とする。全ての活動は完成した作品をカナダ国内で公開しなければならない。

締め切り: 5月1日

担当者: Zainub Verjee 内線 4253

普及プロジェクト助成

普及プロジェクト助成は、オリジナリティのある、期間を限定したプロジェクト活動を行なう、カナダ人の非営利芸術組織、集団を援助する。助成対象となるプロジェクトは、知識と熱意を持った鑑賞者人口を開拓し、その作品のカナダ市場や国際市場を拡大するという立場で独立メディア芸術作品を発表、普及させるものでなければならない。

プロジェクトには、明確に定義された目的と、的を絞った観客獲得策が示されていなければならない。

このプログラムでは下記について援助する。

- ・ 発表プロジェクト
- ・ 巡回プロジェクト
- ・ 観客獲得プロジェクト
- ・ 市場開拓、流通プロジェクト
- ・ 出版プロジェクト

日加基金は、当該プロジェクトで、プロの日本人メディア芸術家およびその独立作品を中心にした場合のみ審査の対象とする。全ての活動は完成した作品をカナダ国内で公開しなければならない。

締め切り: 5月1日と11月1日

担当者: Zainub Verjee 内線 4253

メディア芸術祭への各年単位の援助

メディア芸術祭への各年単位の援助は、カナダの独立メディア芸術作品の開発、理解、認識を高めるための重要なイベントとしての芸術祭を援助する。芸術祭では、作品を一般観客に向けて批評的な内容で公開し、知識と熱意のある鑑賞者人口を獲得することを目的としていなければならない。

日加基金は、プロの日本人メディア芸術家およびその独立作品を上演するフェスティバル・プロジェクトのみを審査の対象とする。全ての活動は完成した作品をカナダ国内で公開しなければならない。

締め切り: 11月1日

担当者: Zainub Verjee 内線 4253

プログラム構成への各年単位の援助

このプログラムは、年恒例の継続的イベント・プログラムを通して、独立したカナダのメディア芸術を一般に公表普及するカナダの芸術家によって運営される非営利団体を援助するものである。

日加基金は、プロの日本人メディア芸術家およびその独立作品を上演するプロジェクトを助成の対象とする。全ての活動は完成した作品をカナダ国内で公開しなければならない。

締め切り: 5月1日

担当者: Zainub Verjee 内線 4253

芸術専門映画館への年間援助

カナダ芸術審議会は、芸術専門映画館を、メディア芸術作品の上演、収集、記録、解釈を行なうことやそのような作品の批評を出版することを主な活動とする施設と定義する。

このプログラムは、カナダの独立メディア芸術作品の開発、理解、認識を向上する事業に取り組む芸術専門映画館を支援する。

日加基金は、プロの日本人メディア芸術家およびその作品を上演するプロジェクトのみを審査の対象とする。全ての活動は完成した作品をカナダ国内で公開しなければならない。

締め切り: 2003年11月1日 (次の締め切り)

担当者: Zainub Verjee 内線 4253

分野を超えた芸術活動と舞台芸術プログラム

このプログラムは、舞台芸術、分野を超えた芸術作品、新しいタイプの芸術行動の調査、創作、制作、普及などへの複数の並行的なアプローチ、複合的なアプローチ、実験的なアプローチなどを支援する。このプログラムには、創作助成と旅費助成、普及プロジェクト助成、年間運営助成の3区分がある。

創作助成

新しいタイプの芸術作品の制作を行なう個人、共同、集団、制作グループに経済的支援を行なう。

創作助成は、個人または団体が創作活動を続けるために用いることができる。この創作活動としては調査や創作プロジェクトも含まれるが、その成果は必ずしも従来の意味で認識できる芸術作品になる必要はない。

援助の対象となる経費として、特定のプロジェクトに関連する芸術家の報酬、仲介人の報酬、制作・材料費、機材レンタル費、調査費、滞在費、交通費などの経費を含む。

普及助成

この助成では、カナダの芸術家や非営利芸術団体、芸術家集団が、革新的な短期のプロジェクトを編成し、舞台芸術、分野を超えた芸術作品、新しい芸術的な手法を、批評的な環境で上演する活動を援助する。

プロジェクトは、知識と熱意を持った鑑賞者人口を開拓し、その作品のカナダ市場や国際市場を拡大することを目標としていなければならない。インターアーツ・プログラムは、作品が取り組んでいるテーマや主題、そこで表現されている視点、用いている美学や思想 伝達の方法が画期的な作品の普及を優先する。

これらの助成では、上演プロジェクト、巡回プロジェクト、観客開拓プロジェクト、出版プロジェクトなどの経費を充当する。

日加基金は、創作プロジェクトまたは普及プロジェクトについては、プロの日本人の芸術分野を超えた、新しい芸術的な手法または舞台芸術の芸術家が参加している場合に審査の対象とする。

全ての活動は完成した作品をカナダ国内で公開しなければならない。

締め切り: 11月15日

担当者: Claude Schryer 内線 4204

視覚芸術部門

視覚芸術、工芸、建築団体展示/展覧助成

このプロジェクト援助助成金は、視覚芸術、工芸、建築の分野で委任を受けたカナダの非営利団体や集団を対象とする。助成金は、これらの分野での現代芸術の展開に対する認識を深め、観客の開拓を通じて一般社会がこれらの分野の芸術を享受することを促進するプロジェクトのコストに充てられる。

助成金は、視覚芸術、建築、工芸などに対する認識を深め、一般社会がこれらの分野の芸術を享受することを促進するプロジェクト単位の活動の直接経費に充てられる。対象となるプロジェクトの条件は次の通り:

- ・ 展覧会や美術館外での活動、宣言や芸術家のシンポジウムなどを含む公演。展覧会に対する援助には、展覧会やイベントに関連する資料調査、設置/展示、巡回、借出し、観客開拓活動なども対象となる。
- ・ 現代視覚芸術や建築の分野のアイデアの交換や普及を目指すセミナー、連続講演その他の公開フォーラム。
- ・ 芸術家の著作、展覧会カタログ、論文、選集など、現代視覚芸術や建築の分野の出版プロジェクト(印刷・電子化)。出版は国内または国内での配布を目的としていなければならない。
- ・ その他、上述した助成金の目的にかなったプロジェクト。

日加基金は、上記プロジェクトにプロの日本人芸術家の作品が参加する場合のみ、審査の対象とする。

締め切り: 4月15日と9月15日

担当者: 内線 4260

Jean A. Chalmers 工芸基金

視覚芸術部はカナダのChalmers

基金を通して、カナダの精密工芸の進歩と理解に寄与するプロジェクトに取り組む、カナダの非営利視覚芸術団体を援助する。特にカナダの精密工芸に対する分析、評価、批評的対話を促進することを目的としたプロジェクトを優先する。

助成金は、次の3つのいずれかの分野での単発プロジェクトを対象とする:

- ・ 研究と政策開発援助
- ・ 特別プロジェクト援助
- ・ 出版前援助

このプログラムでは、申請額も給付額も最高限度額も最低限度額も規定されておらず、助成金額は申請内容によって異なる。

注:

展覧会の展示または文書作成に関するプロジェクトは、「視覚芸術、工芸、建築団体のプロジェクト援助」プログラムを通して申請すること。

日加基金は、上記のプログラムにプロの日本人芸術家が参加している場合のみ審査の対象とする。

締め切り: 3月1日

担当者: Marianne Heggveit 内線 5269

著作、出版部門

国際翻訳助成

この助成プログラムは、海外での出版を目的として、カナダ人作家の著作を英語またはフランス語以外の言語に翻訳するプロフェッショナルの出版社を援助する。

日加基金は、日本の出版社がカナダ人の著作物を和訳する場合と、カナダの出版社が日本人の著作物を英訳又は仏訳する場合にその翻訳作業を助成の対象とする。

締め切り: 無し

担当者: Suzanne Bruneau 内線 4573

寄付と賞金部門

日加文学賞

日加文学賞は、日本について、日本をテーマにして、もしくは日本とカナダとの相互理解を深めるために作品を書いているカナダ人作家を支援することにより、その優秀さを評することを目的とし、企画されています。

最高20,000 \$が1年おきにこれらの賞に贈られます。賞は文学的に優れていることを賞して、英語、またはフランス語で、日本について、日本をテーマにして、もしくは日本とカナダとの相互理解を深めるために書かれたフィクション、ノンフィクション、詩、脚本など初版市販本の著者に授与されます。

日本語から英語、またはフランス語の翻訳作品を手掛けたカナダ人翻訳家もまたこの賞に該当します。作品の著者や翻訳家に代わって、出版社が該当作品を提出しなければなりません。申し込みの際は日加文学賞出版社登録申し込み用紙を使用してください。

著者自らが自分の作品を日加文学賞に応募することはできません。

締め切り: 2004年4月15日

担当者: Janet Riedel 内線 4116

E-mail : ianet.riedel@canadacouncil.ca

第3部

国際交流基金助成プログラム

概要

国際交流基金は、日本文化を海外に紹介し、日本と諸外国との間の文化交流促進を通して、国際的な相互理解を増進することを目的として1972年に設立された特殊法人である。日本の国会で制定された国際交流基金法に基づいて創設された同基金は、基金の運用収入、日本政府補助金、民間からの寄付金により運営されている。

広範囲にわたる事業プログラムは180か国以上の国で実施されており、そのカテゴリーは次のように大別される。

- 1) 人的交流の支援
- 2) 日本語教育の支援
- 3) 日本研究の支援
- 4) 芸術関係交流の支援
- 5) メディア交流の支援

同基金は、東京本部と18か国にある27の海外事務所とでその具体的な運営を行なっている。これらの海外事務所は、日本文化会館、日本文化センター、日本語センター、事務所などに分かれている。これらの海外事務所では、各種のプログラムの運営、あるいは関連文化団体や個人とのネットワークを通じて各種事業を効率的に進めている。

国際交流基金トロント事務所は1990年にオープンし、1995年にトロント日本文化センターに改組した。現在は図書館、イベント・ホール、展示スペース、セミナー・ルームなどを持っている。国際交流基金は、在オタワ日本国大使館、在バンクーバー、エドモントン、モントリオール日本国総領事館の協力で助成プログラム案内の普及と申請受付を行なっている。

日加基金の助成を補完するプログラムとして、下記のリストを記載する。

尚、国際交流基金プログラムの詳細問い合わせは:

The Japan Foundation

131 Bloor Street West, Suite 213

Toronto, Ontario

M5S 1R1

電話: (416) 966-1600

ファックス: (416) 966-9773

電子メール: info@jftor.org

ウェブサイト: <http://www.japanfoundationcanada.org>

国際交流基金派遣フェローシップ (東京本部への申込書) *

海外において、人文科学・社会科学の分野で研究活動(共同研究・研究指導を含む)を行う日本人の学者・研究者ならびに芸術活動(共同制作・制作指導を含む)を行う芸術家を助成する。(日本国内公募)

国際会議出席者派遣助成 (東京本部への申込書) *

海外で開催される国際会議またはシンポジウムで司会または基調講演などの重要な役割を担うために招聘される人文科学・社会科学または芸術分野の日本人専門家に対して助成を行なう。(日本国内公募)

日本文化紹介派遣(助成) (東京本部への申込書) *

海外において短期間に日本文化を紹介するプロジェクトを行なう学者、芸術家の個人およびグループ(10人以内)が日本国内で申請した場合に、それに対して助成を行なう。(日本国内公募)

国際会議等出席者招へい (東京本部への申込書) *

日本で開催される国際会議(学会、シンポジウム、ワークショップ、講演会など)で重要な役を担うために海外からの専門家を招へいする。(日本国内公募)

日本国内展(助成) (東京本部への申込書) *

海外の優れた美術・文化を紹介する展覧会に対し経費の一部を助成する。
(日本国内・海外公募)

国際交流基金フェローシップ プログラム

日本国内において調査または創作プロジェクトを行なう海外の優れた芸術家、学者、研究者その他の専門家に与えられる。(海外公募)

- 1) 芸術家: 作家、音楽家、画家、彫刻家、演出家、映画監督などに与えられる。調査および制作活動を行なう脚本家、学芸員も対象となる。
- 2) 学者・研究者: 人文科学・社会科学の分野で日本研究に関わる研究を行なう者に与えられる。

カナダ大学協会運営プログラム

日本研究を支援する二つの主要プログラムを運営している。対カナダ日本研究特別助成プログラムは、社会科学および人文科学分野の日本研究支援を行なう。田中基金プログラムは、日本語教育、日本語学、日本語教授法を支援する。

図書寄贈

このプログラムを通じて、書籍、ビデオテープ、CDなど日本関係の図書が海外研究機関教育機関(初等・中等機関を除く)に寄贈される。(海外公募)

海外展（助成）

日本の美術や文化を海外に紹介する展覧会の経費の一部を助成する。海外と日本国内の博物館・美術館やその他の団体の申請のみを対象とする。（日本国内・海外公募）

映画制作助成

海外における日本理解を促進するため、日本に関する映像資料の制作費の一部を助成する。対象となる制作活動として、海外または国内のグループによる映画、テレビ番組、ビデオ、CD制作を含む。（日本国内・海外公募）

* 注意：申込書はトロントのオフィスではなく、東京の国際交流基金本部に直接提出しなくてはなりません。